

研究紀要

第13号

1997

財團法人 埼玉県埋蔵文化財調査事業団

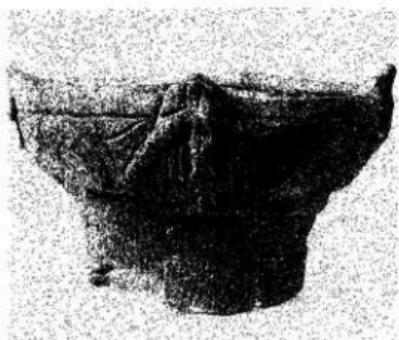
研 究 紀 要

第 13 号

1996

財団法人 埼玉県埋蔵文化財調査事業団

写真 1



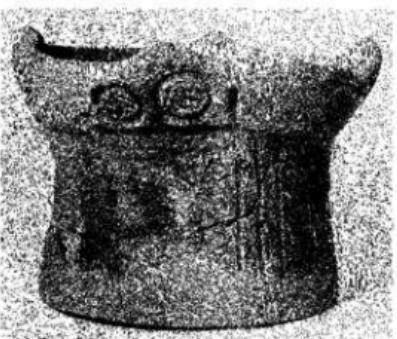
1 包含層



2 包含層



3 10号住居跡



4 9号住居跡



5 15号住居跡



6 包含層

写真 2



7 10号住居跡



8 10号住居跡



9 10号住居跡



10 包含層



11 3号住居跡



12 10B号住居跡

目 次

序

[論文]

- 川越市鶴ヶ丘遺跡C区の石器群 田中 英司 (1)
- 水窪遺跡の研究 谷井 彪 (13)
—加曾利E式土器の編年と曾利式の関係からみた地域性— 細田 勝
- 埼玉県内における柄鏡形住居跡の地域的様相 (1) 鈴木 秀雄 (67)
- 手焙形土器の研究 (2) 高橋 一夫 (85)
—伊勢湾・近江・北陸編—
- 馬鐸と馬鐸装馬形埴輪 中村 倉司 (141)
- 関東地方出土の古代權衡資料 福田 聖 (169)

関東地方出土の古代權衡資料

福田 聖

要旨 考古学における衡制の研究は端緒に付いたばかりであり、対象資料となるおもりの集成とその基礎的分析は未だ充分に行われているとは言い難い。関東地方の奈良・平安時代の遺跡からは32例のおもりが出土している。これらの検討の結果、関東地方には奈良時代には衡制が導入され、本格的に普及するのは律令的な諸制度が解体する9世紀中葉以後であることが明らかになった。使用されるおもりは岐頭四角錐形の石製のものが最も一般的で、規格の存在も推定される。一方銅製のおもりについては何らかの公的施設との関係が予想される。使用は特定層に限らず、広範な使用が推定され、櫛衝が一般的な道具の一つであることが明らかになった。

1.はじめに

筆者は1992年から94年にかけて、滑川町大沼遺跡の発掘調査・整理を担当した。この調査・整理は筆者にとって初めて経験することが多く、認識の甘さや力量不足により、今思返せば充分な調査・整理を行えたとは言い難い。特に整理においては、出土遺物の取り扱いについて不適切な部分が多く、後悔する部分も多い。問題点の多くはいずれ解決しなければならない課題として、絶えず頭を離れなかった。

大沼遺跡からは、全国でもほとんど例を見ないミニチュア瓦や、「真成」という刻書のある石製のおもり、「郷長」の刻書のあるおもりの可能性のある石製品、兵庫鏡といった珍品と言っても良い資料が出土しており、それらについての分析も充分に尽くせないままであった。

本稿は、その中の權衡（註1）と考えられる「真成」銘のある石製品を端緒に収集した古代関東地方における同様の資料について分析を行い、関東地方における權衡の使用の実際について考察を加え、その責の一部を果そうとするものである。

2. 研究の概観

文献による古代度量衡制の研究は、江戸時代からの長い蓄積がある。一方、考古学の研究対象となつたのはごく最近のことと、中でも出土したおもりが俎上に上つたのはここ数年のことである。ここでは古代度量衡制のうち特に衡制に絞って、まず先行研究として文献を用いた研究を概観し、その後に考古学の方法による研究の現状をとらえることにしたい。

（1）文献からの研究略史

前述のように、日本古代の衡制については既に江戸時代からの研究が知られている。中でも狩谷被齋の『本朝度量權衡攷』（狩谷1833）は、先駆的研究として今日でも評価が高い。狩谷は所謂考証

学者で、今日知られる文献のうち正倉院文書等の最近明らかになったものを除くあらゆる古典を既に網羅している。特に日本古代の衡制が唐の制度を移入したものであること、斤、両、分、銖の単位があること、運用には大小の別があること、大小制については運用規定が定まった後も混用される場合があることを既に指摘し、駄法についても検討を加えている。一方、各単位の実際の重量を古銭の重量を基本に復元を試みるが、後に述べるように古銭を算定の基礎に据えること自体に既に問題があり、駄法についても恣意的な解釈が多く、その成果は現在は無効である。

小泉製造勝氏は、計量の専門的立場から度量衡制について論及する。(小泉1982)古代の衡制についての言及は、多くは見られない。

古代椎衡の運用については木本秀樹氏により、文献から知られる椎衡の所在、運用の事例がまとめられている。(木本1984)特に大小制の存在、大小の使い分けとその混同、稻東の制における椎衡制の実施を正倉院文書、延喜式等を使用して具体的に説く。

(2) 文献にみる衡制

文献から知られる衡制の規定、運用、計量品目について、ここでは木本氏の論に導かれて見ることにしたい。

古代日本における衡制については度量同様に雜令度十分条に「椎衡。廿四銖為両。三両為大一両。十六両為斤。」と規定される。この規定からは、銖・両・斤の3単位と大小制の存在が分かる。更に大小制については雜令度地条で「凡度地、量銀銅穀者、皆用大。此外。官私悉用小者。」として、銀銅並びに穀物を計る際に大制をそれ以外は小制を用いることが規定されている。

この規定は、狩谷を始め多くの先学の指摘にあるように唐令の規定をそのまま借用したものである。

大小制については、『拾芥抄』の中でも斤目に大小があり、胡粉、白錫、銅鑑、絲綢江、蘚芳には大目を用い、金銀、水精、貴木、香、金青、綠青、陶砂には小目を用いるとされている。更に雜令に規定された単位とは別の分、屯の単位があり、分は6銖で1分、屯は12両で1屯とされている。分、屯を入れた場合でも各単位間の比率は変わらず、先の銖、両、斤に挟みこまれる形の単位であることが分かる。

また『延喜式』でも「凡度量椎衡者、官私悉用大。但制暴景、合湯藥則用小者、其度以六尺為歩、以外如令、」とあり、薬の調合以外では大制を用いるよう定められている。

大小制に見られるように、衡制の実施はかなり広範な範囲で柔軟な運用がなされていたと考えられる。

次に、その所在については、雜令度量權官司条に「凡用度量權官司、皆給様。其様皆銅為之。」とあり、度量衡を実施する官吏には基準器である銅製の様が支給されていたことが分かる。度量衡を担当した官吏については、職員令大藏省条に大藏卿の職掌の一つとして「椎衡」並びに「度量」が、東市司条の司正、摂津職条の大夫の職掌にも「度量の輕重」があり、これらの中の中央の役所に椎衡が存在していたことが分かる。木本氏はこれに加えて、職員令集解左(右)京職条、雜令度地条をもとに、左(右)両京職にも備わっていたと推定している。

関市令官私權衡条には「凡官私權衡度量。毎年二月。脂大歲省平校。脂所在國司平校。然後聽用。」とあることや『延喜交替式』の条文から、国司も管理していたことが分かる。

木本氏は、この他にも法隆寺・大安寺に權衡が存在していたことを明らかにしている。また、数多くの史料中に計量された値が出て来ることから、「諸官司や寺社等に備えられていた」(P21下段120)可能性を指摘する。

更に日本書紀記に見られる續岐國美貴都大領小屋県主宮手の妻田中真人広虫女の記事、豐前國宮子郡小領膳臣広國の記事、他田舎人蛭夷の記事から、郡司や富農の所有を推定している。(註2)以上をまとめると、中央においては大藏卿、東(西)市司、摂津職、左(右)京職、地方においては国司、都司、寺院、富農が權衡を管理し、使用していたことになる。

次に実際に權衡により計量された品目について見たい。既に狩谷被斎は延喜式の計量の行われた物品をほぼ書き出し、木本氏は大小制の運用について見るために、延喜式、正倉院文書から物品のリストを掲載する。木本氏のリストからは、練金、金、水銀、銅、熟銅、鐵精、(雜)鐵、堅鐵、鐵莖、鐵筋、鏡(類)、釘(類)、鍼金、銀、銀蘇爐、鑑銀、白銅、藍花臺、戸环、錦(類)、絲(類)、熟麻、布(類)、麻(類)、木綿(類)、紫草、芍安草、干薑、白綿、鹿毛、海藻、滑海藻、白鑊、丹洗碎、白樊石、黃藥、苧、冶葛、桂心、溫石、太黃、紫雪、遠志、甘草、穴蟲容、胡析、心太、芒消、畢模、阿膠、人參、犀角(類)、猪膏、雞黃、厚朴、狼毒、白綠、綠青、膠、胡粉、丹(類)、中綠、紫鱗、駢驥血、紅花、蘇芳、茜、黃櫞、白沙、石灰、硯沙、朱沙、紫土、赤土、埴、薰陸、香(類)、煎香、青木香、蘚蘭香、淺香、鑄密、綢花、謫密、臘が計量されていたことが分かる。

だが、実際この品目を見た場合、現在我々の使用している物品の何に当たるかほとんどのものが不明である。ここでは金属類、糸・布・毛類、海草類、薬類、香等があることを確認するのに留めておきたい。

(3) 考古学における研究の概要

古代の度量衡、その中でも權衡が考古学の俎上に乗ったのはごく最近のことである。最も古い出土例は1960年代末に出土した出雲國府出土例(松江市教育委員会1970)だが、当時は類例や中国大陆における例も知られておらず、研究の対象となったのは1980年代以後である。

遺跡出土の銅製の鐘をはかりのおもりと看破したのは谷口義介氏である。谷口氏は滋賀県桜内遺跡出土の銅製の鐘について、中世の青森県尺八館跡、一乗谷朝倉氏館跡の出土資料との形態的相似性からはかりのおもりであると初めて言明した。(谷口1986)その傍証として、桜内遺跡が北陸への交通の要衝に位置すること、古墳時代後期から奈良時代の拠点的集落であること、公的施設と考えられる掘立柱建物跡があること、和銅開基が出土することを挙げている。

この諸点は後にまとめられた出土遺跡の性格と合致するものばかりで、氏の啓眼は高く評価できる。

宮本佐知子氏は「日本古代のおもり」(宮本1989)で、中国の制度と鐘、日本の制度と古代の重さ、現代の単位と古代の単位、はかりの管理と運用という五つの柱を立て、当時知られていた大阪府河合遺跡、島根県出雲國府、平城京、滋賀県桜内遺跡、静岡県坂尻遺跡出土例を用いて古代衡制につ

いて概観している。現在の考古資料を用いた衡制についての研究は多かれ少なかれ、この宮本氏の論考の影響を受けている。

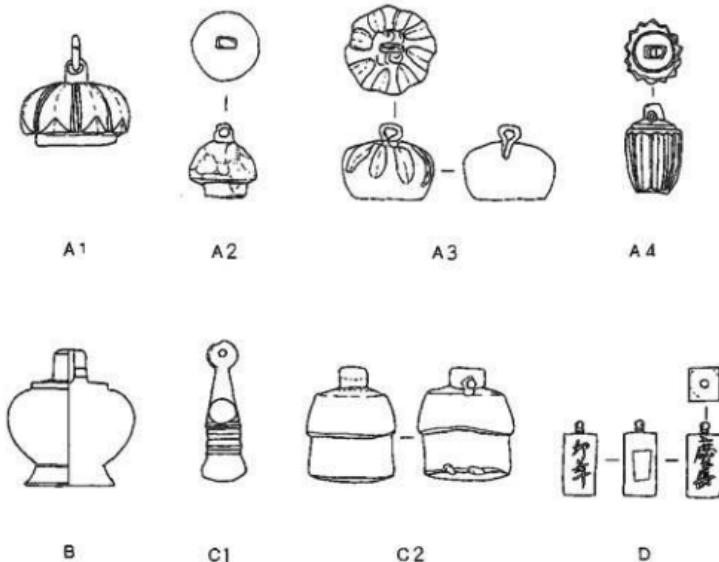
大谷徹氏は、奈良・平安時代のおもり22遺跡32例を収集し、材質、形態についてまとめている。(大谷1991) 特に氏自身の整理された埼玉県坂戸市宮町遺跡出土例をはじめとする右製あるいは上製のものが「私的なばかりに使われたおもり」(P105 115・16) である可能性を指摘している点は本稿との関係で注目しておきたい。

また出土遺跡については「国・郡等の官衙や駅家などの公的施設、あるいはそれに関する集落などといった、一般集落とはやや異なった性格をもつ遺跡」(同 P105 118・19) 「交通路の要衝」「漆器・金属器等の工房との関連が窺わえる」(P106 1 1・2) と指摘する。

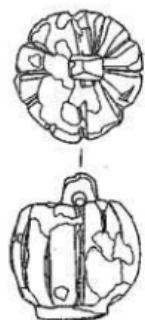
上述の3つの論考は唐代の1両を37.3g、1斤を596.82gとして論を進めているが、それが誤りであることを指摘したのが中井公氏である。

中井氏は松嶋順正氏が、正倉院蔵の有銘銀器、献納宝物帳に重量が記載されている鏡を計量したデータ(松嶋1989)をもとに、奈良時代における1斤が銀器からでは656.67~695.65gで平均670.91g、1両41.04~43.48gで平均41.93g、鏡からでは1斤649.37~693.1gで平均670.19g、1両40.59~43.32gで平均41.89gであると主張した。

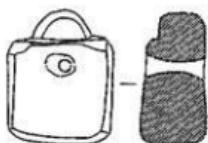
奈良時代の重量の基準が唐のものを移入したものであるのはほぼ定説となっている。この唐代



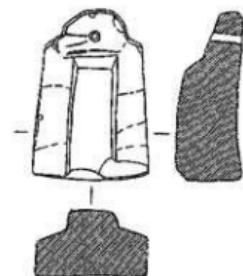
第1図 宮本氏の分類(宮本1994より改図転載、1:1)



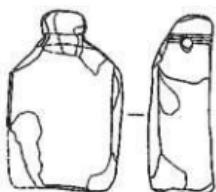
Ia



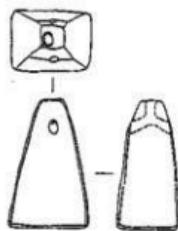
Ib-1



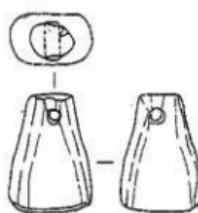
Ib-2



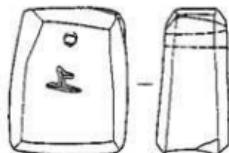
Ib-3



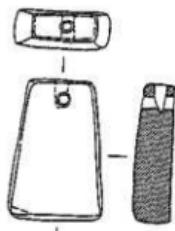
IIa-1



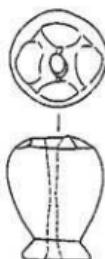
IIa-2



IIb-1



IIb-2



III

第2図 吉村氏の分類 (吉村1996より改図転載、1:2)

の重量としては呉承詔の『中国度量衡史』(呉1937)に掲載された1斤596.82g、1両37.30gが良く知られているが、先の正倉院宝物から得られた値とはかなりかけ離れている。詳しい手続きは省くが、中井氏は呉氏が基準値算定の基にした貨幣(開元通宝)の重量と所謂「新嘉量」の重量を平均するという方法自体が、貨幣の重量の曖昧さ等から問題であると指摘する。唐代の重量についても呉氏が推定した後に、中華人民共和国成立後の多くの発掘成果から得られた、重量銘のある遺物の測定値がある。陝西省西安市何家村の出土遺物からは1斤684.768g、1両42.798g、「中国古代度量衡図集」(中国国家計量局1981)に掲載された別の何家村出土の銀板の計測値は1斤668g、1両41.75g、「唐代金銀器」(鎮江市博物館・陝西省博物館1985)に掲載された銀鏡類の計測値は1両40.3~43.59g、平均41.60gの値である。中井氏は正倉院宝物に見られる重量刻記が呉氏の唐代の基準値から外れ、むしろ隋代の値に近いことから隋代の制度が遺存したという説を退け、先の重量銘のある銀器から得られた値が唐代の遺物から得られた数値と合致すること、重量刻記と計量が日本で行われたことを明らかにし、奈良時代の重量基準値は正倉院の宝物から得られた値に近似するものであることを証明した。

宮本佐知子氏は前述の論考以後出土權衡資料の全国集成を統一、その成果を明らかにした。(宮本1994) 古代から近世の44遺跡76例を収集し、形態によりA~E類に分け、その消長を明らかにしている。(第1図) この宮本氏の集成が現段階における出土權衡検討の基礎資料となるものである。しかし、一方で全ての資料を地域、年代に関わらず横並びに扱う方法は、それぞれの權衡資料が使用された当時の流通を中心とする社会・経済状況を無視したものであり、無理があると言わざるを得ない。

吉村靖徳氏は福岡県内出土の「権状製品」56例を集成し、I~III類に分類し、それぞれの系統、出土遺跡についてまとめている。(吉村1996) (第2図)

まず系統については「中国出土例の系譜を引く金属権あるいはそれから変化した秤のおもり」(P125上段115~16)であると推定する。出土遺跡については次のようにまとめる。奈良時代では「官衙あるいはそれに類する公的施設や居館と推定される遺跡」(P13上段114~15)がある一方、「一般集落と著しく異なるとは考えられない集落からも出土しており、この段階ですでに里長的なレベルで秤が使用されていた」(P13上段116~18)と推定する。「平安後期以後では物資の集積・流通の拠点となった博多遺跡や居館と考えられる遺跡に出土例が集中」(P13上段120~21)し、「輸入陶磁器の出土頻度が高いという土器組成上の特徴がある遺跡からの出土例が大方を占める。」(P13下段12~3)とする。

また資料の重量については先の中井氏の数値をもとに、「定量のおもりの可能性の高いものが存在する」(P1714)ものの、「一部を除きもともと不定量の棹秤用が大半を占める」(P1712~14)とまとめている。

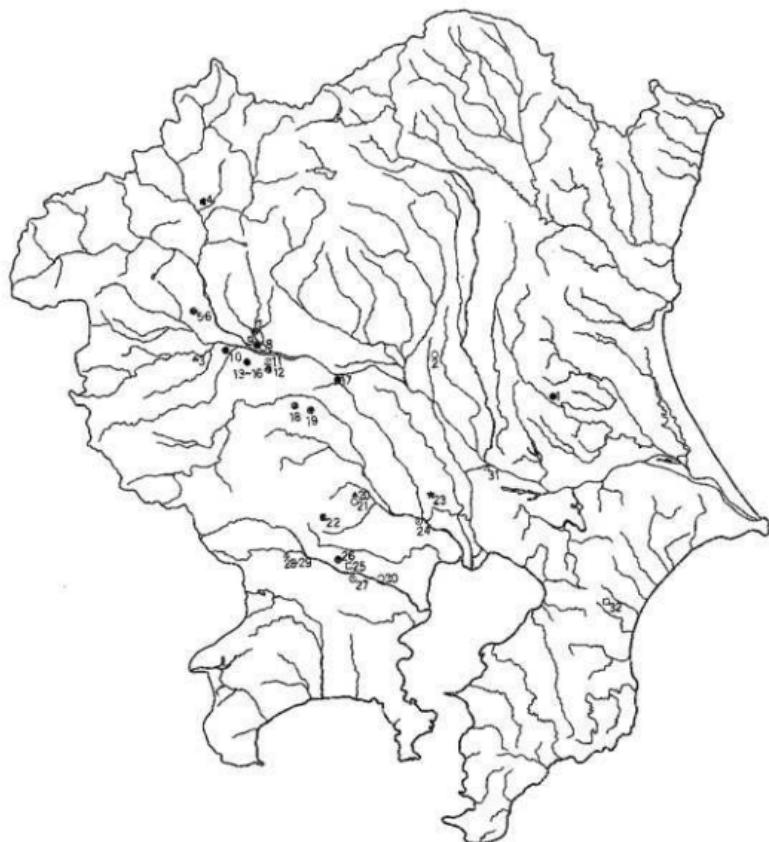
上述の研究史では、全国的な集成が行われているものの、それが充分でないことは吉村氏が福岡県内ののみで56例を集成していることからも明らかである。資料の収集が充分でない以上、前提として集成作業が尽くされねばならないのは言うまでもない。筆者は便宜的に関東地方に限定して集成を行うことにした。また分析の視点も充分に整理されているとは言い難いため、資料の分類や法量

の対比と合わせて、時期、出土遺構、出土遺跡の性格の分析を行うこととする。それを踏まえて、関東地方における衡制の実際について考察を加えることにしたい。

3、関東地方出土の古代權衡資料

2で見た研究史を参考にしながら、関東地方出土の古代權衡資料について検討したい。

現在、関東地方で管見に触れた資料は表1に示した26遺跡32例である。(第3～6図)



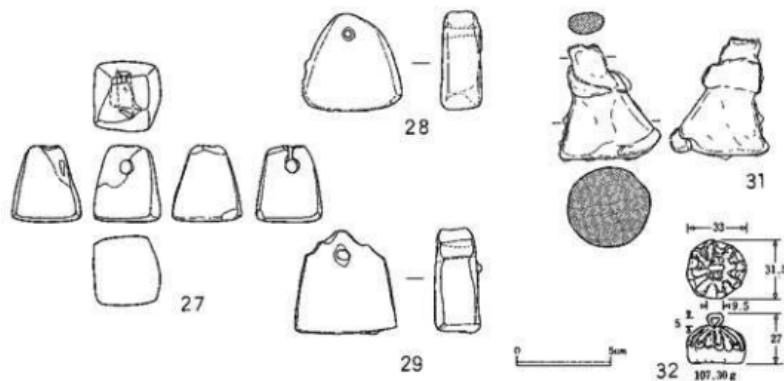
第3図 関東出土の權衡資料の分布



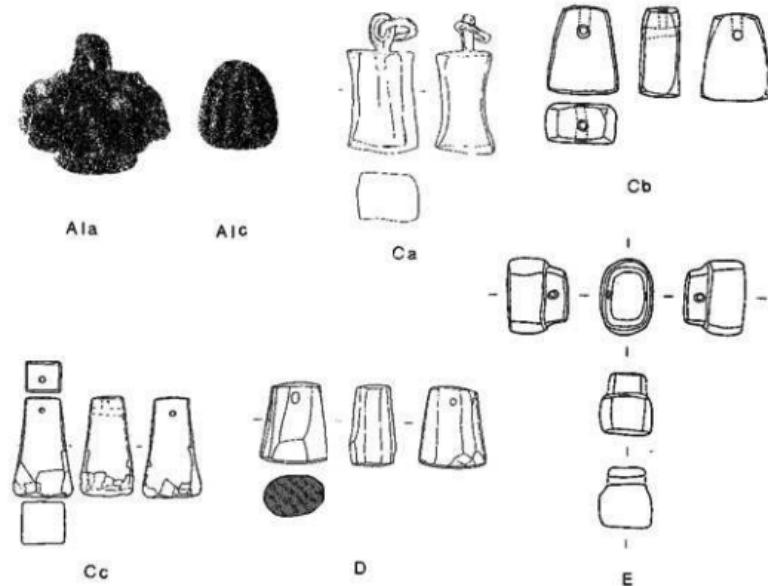
第4図 関東出土の椎衛資料（1）（各報告書より転載、1：3）



第5図 関東出土の椎衛資料（2）（各文献より転載、1：30 11は筆者撮影、12は同部町教委提供）



第6図 関東出土の權衡資料（3）（各報告書より転載、1：3）



第7図 權衡資料の分類

表1 関東出土の椎柄資料

No	遺跡名	所在地	分類	重量	上×下×高×厚	時期	遺構	備考
1	八幡下	茨城県土浦市	C b	—	2.4×3.8×4.1×1.9	9世紀後半	住居	
2	金山	栃木県小山市	C a	280	3.6×3.7×7.4×3.2	9世紀3/4	住居	鉄製品生産遺跡
3	多胡蛇塚	群馬県吉井町	E b	56	2.9×4.0×2.8×4.0	8世紀前半	七坑	大集落
4	戸神御防前	群馬県沼田町	C b	89.2	2.6×3.7×5.2×3.3	9世紀1/4	住居	
5	上野御分寺	群馬県前橋市	C b	—	2.3×3.3×4.9×3.0	10C前半	住居	
6	尼寺中間塙城	#	C b	—	2.2×3.3×6.1×2.1	10C	住居(T形)	
7	猿野堂	群馬県高崎市	C b	87	2.0×4.0×5.3×2.8	10C前半	住居	平安住居跡179軒
8	融通寺	群馬県高崎市	C a	129.2	3.5×3.0×3.1×2.7	8C後半	住居	7と一連の集落
9	大八木屋敷	群馬県高崎市	C a	55	2.0×3.5×5.4×2.5	10C前半	住居	官衙附属集落
10	桜木B	群馬県藤岡市	C b	60	2.0×3.6×4.8×2.3	平安	住居	平安住居跡52軒
11	熊野	埼玉県岡谷町	A 1 c	—	3.5×3.2×3.3×0.3	不明	不明	都衙関連集落
12	白山	#	C b	—	2.5×3.0×4.9×2.4	9C後半	住居	#
13	中盛	埼玉県上里町	C b	69.5	2.1×2.9×5.1×3.0	10C初頭	住居	当時の「國の機関」と密接に関連する遺跡
14	#	#	C b	83.9	2.1×3.6×4.2×3.9	10C前半	住居	
15	#	#	C b	63.3	2.4×4.6×5.5×2.1	9C3/4	住居	
16	#	#	C b	49.2	2.0×3.3×4.4×2.5	(平安)	グリッド	
17	愛宕塚	埼玉県行田市	C b	110.6	3.9×3.9×5.6×3.0	9C中葉	住居	
18	岩比田	埼玉県江南町	C b	—	2.2×3.9×4.8×2.0	8C後半	住居	
19	大沼	埼玉県滑川町	C b	46.8	2.0×3.6×2.1×4.7	9C中葉	窓穴	「高成」の刻字
20	宮町I	埼玉県坂戸市	E b	623.4	3.8×7.6×12.0×4.3	9C1/4	住居	棒秤金具出土
21	納進場	#	C a	64	1.7×2.3×1.9×4.5	平安		
22	蘿荷	埼玉県日高市	C b	50	2.0×3.3×4.4×2.2	9C3/4	住居	
23	水利上源の内	埼玉県大宮市	D b	48.7	2.6×3.6×4.4×2.2	9C後半	住居	
24	花ノ木	埼玉県和光市	C c	61.9	1.8×3.2×5.3×2.7	9C中葉	住居	熨斗、鍛出土
25	武藏国府	東京都府中市	A 1 a	45.5	2.7×1.5×2.5×0.5	9C後半	住居	
26	武藏国府関連	#	C b	—	2.0×3.1×5.2×2.2	不明	住居	
27	多摩ニューNo5	東京都稻城市	C c	—	2.0×3.0×4.1×3.7	9C中葉	工房	鉄製品工房群
28	南多摩塚	東京都八王子市	E c	80	—×5.2×5.2×2.1	9C末	窓	窓壁内
29	#	#	E c	100	—×5.3×5.5×2.3	9C末	窓	窓壁内
30	久保前原	東京都府中市	C a	—	—	平安	住居	セッタで出土
31	花房1	千葉県柏市	E a	327	1.9×4.5×1.1×6.3	平安	グリッド	鉄製品生産
32	本松	千葉県大網白里町	A 1 a	107.5	3.3×2.6×2.7×0.8	9C前半	土坑	

(註3～7)

(1) 分類

検討に入る前に筆者の分類を提示する。なお、この分類は全国出土の例と対比させることができるものとし、宮本氏の分類との対応関係を示した。(第7図)

A類 半球形の体部のもの。体部の花弁状装飾の有無、体部下の突出部の有無、鉢の形状によって更に細分ができる。宮本氏のA類に当たり、宮本氏は4分するが、現段階では1分類1例となるものもあり、花弁状装飾の有無により1・2類に分けるにとどめ、それ以上の細分は保留したい。

A1 花弁状装飾を有するものである。銅製のものをa、石製のものをb、土製のものをcとする。

A2 花弁状装飾が施されないもの。銅製のものをa、石製のものをbとする。関東地方での出土例はない。(註8)

B類 球形の体部の下半がくびれ、裾が広がるもの。宮本氏のB類に当たる。銅製のものをa、石製のものをbとする。関東地方の出土例はない。

C類 截頭四角錐形のものである。鉄製のものをa、石製のものをb、土製のものをcとする。aは全てに鉢が付く。bは上方に1孔穿孔されるものであり、表裏を貫通する一孔を持つものが最も点数が多く、他に上方と表裏の逆T字型、上方と表裏の片面のL字型、上方と表裏に斜めに穿孔されるものがある。(註9)

D類 横断面が横円形を呈するものである。形態としてはC類に近い。現段階では石製のもののみである。他との対応のためb類とする。

E類 それ以外の形態のものを一括する。円錐形、球形、横円錐形等の形態のものがある。材質も鉄、石、土、玉等様々である。鉄製のものをa、石製のものをb、須恵質のものをcとする。(註10)

(2) 各項目の検討

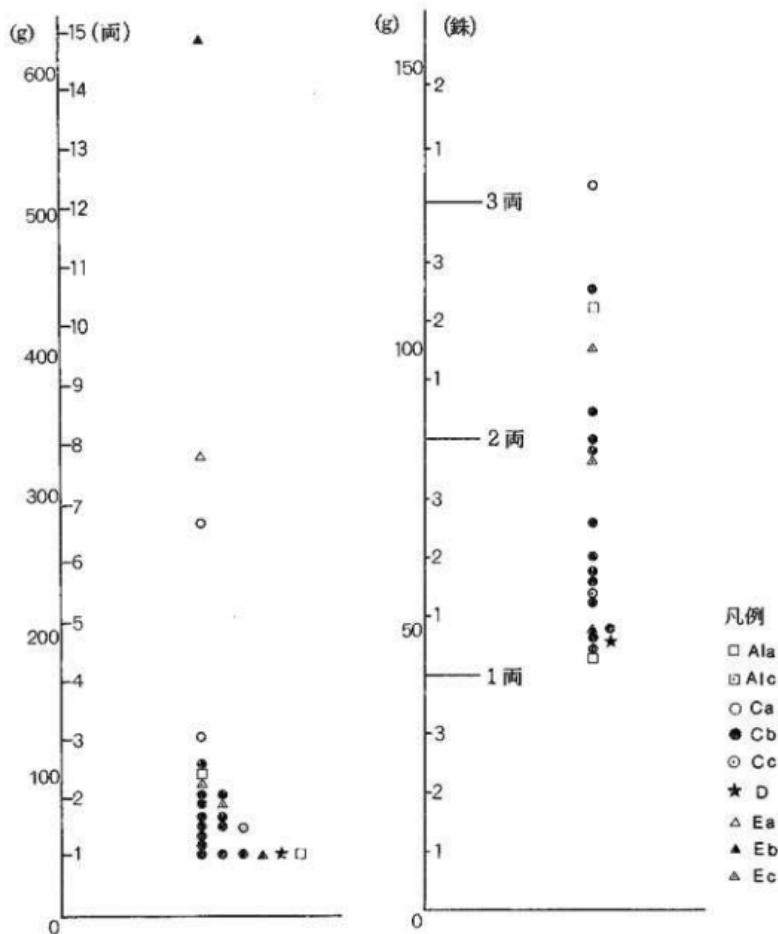
第3～6図、表1をもとに、各項目を検討しよう。

分布 上野・北武藏に集中する。この地域で全体の7割を占める。しかし、現段階では全体の点数が少ないとともあり、集中の度合は開拓の頻度等に左右される場合も多いことから、参考程度にとどめておきたい。また、出土遺跡を推定されている古代交通路と重ね合わせ、交通の要衝に位置するという指摘もできるだろうが、権衡資料が出土する大集落や公的施設が存在すると考えられる遺跡は交通の要衝に位置する場合が多く、権衡資料を出土することのみをとて評価を下すのは適当でないと考えられる。

分類 C類、即ち截頭四角錐形のものが最も多く、32例中実に7割の22例を占める。中でもb類、石製のものが16例と群を抜いている。関東地方では截頭四角錐形の石製のものが最も一般的な権衡と言えるだろう。

久保前原例(30)は唯一横木が遺存するもので、横木の部分とおもりが一体となっており、おもりが動かない特異な構造のものである。また、横木には目盛等はないということであった。

その他の形態のものはA類が3例、D類が1例、E類が5例となっている。A類は傘形の上部と



第8図 重量分布図

円柱形の下部が組み合わされた形態のものである。熊野例(11)は、関東地方で唯一縦方向に穿孔されるもので、今後の類例が期待される。D類はC類の長辺の角を落とした横断面形が略椭円形のものである。E類は多胡蛇黒例(3)が体部と胸部に分かれた立方体、宮町例(19)が略四角錐形(釣鐘形)、南多摩窯跡群が略3角形(28)、略5角形(29)、花前I例(31)が截頭四角錐形である。

材質 石製が18例で全体の6割を占める。各々が各地で採取される石材を用いており、身近な材料を用いた一般的なものであったことが分かる。この他に銅、鉄、須恵質のものがある。銅製のものはA類に限られる。武藏国府(25)、一本松(32)両者とも鋳造品であるが、24は一体形で、31は後からビンを打ち込むもので直接の関係は認められない。A類には熊野(11)のような須恵質のものもある。鉄製のものは金山(2)、融通寺(8)、清進場(21)、久保前原(30)、花前I(31)で出土している。この内金山、花前Iは鉄製品製作遺跡であり、鉄という素材と製作工房との関連が窺われる。須恵質のものは熊野(11)、花ノ木(24)、多摩ニュータウンNo.5遺跡(27)、南多摩窯跡(28・29)から出土している。可能性として、須恵器の製品の一つとして流通していたことも考えられる。

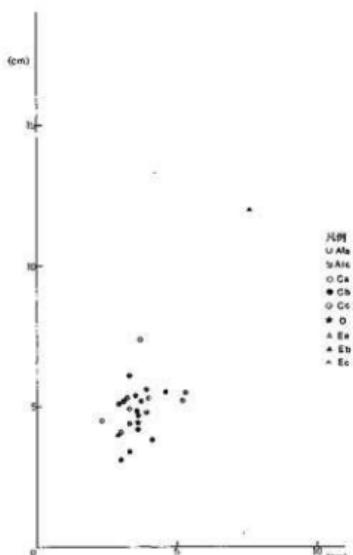
重量 150g以下のものがほとんどである。重量分布を示した第8図からは、45~50g、55~65g、80~90gにある程度のまとまりを認めることができる。中井公氏が示した古代の単位重量1両=42g、1斤=670gに従えば、1両、2両に近いまとまりと考えることもできる。だが、この2群に属さない一群や全体の半数になるその他の存在を考えた場合、これを天秤のおもり、即ち分銅と考えるのは困難であろう。また銅製のもの、武藏国府出土例を1両、一本松例を1両半と考えることも可能だが現状では可能性に留めておきたい。

法量 法量を比較できる程度に定型的なものはC b類のみである。この上辺、下辺、高さを図示した第10図からは、極めて高い規格の存在を窺うことができる。中でも中堀(16)例と福荷(22)例は厚さが3mm違うのみで完全に一致し、重量も0.8g異なるのみである。C b類の製作に関する規範の存在が推定される。(註11)

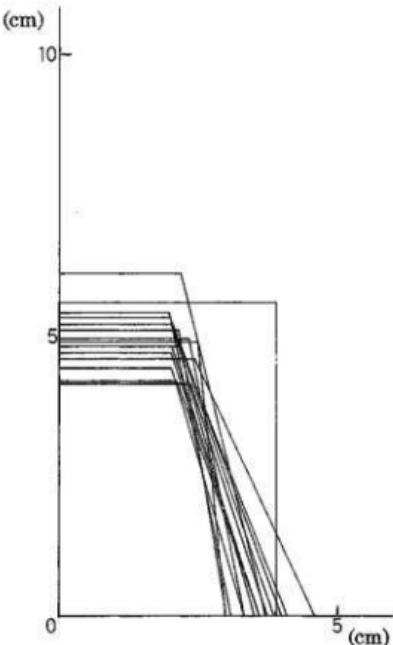
第9図からは、この他の類についてもほぼ5cm程度の小型品が主であったことが窺える。

時期 奈良時代のものは、多胡蛇黒(3)、融通寺(8)、岩比田(18)の3例のみで、その他は平安時代のものである。9世紀代が11例、中でも中葉以後が10例、10世紀前半のものが6例で、現時点では9世紀中葉から10世紀前半の時期に集中する傾向がある。各分類の消長についてはC b類が8世紀に現れるのが確実であるほかは平安時代に全てが集まっており、断定できるものはない。材質については鉄と石が既に8世紀に用いられている。銅製、須恵質のものは平安時代のみに認められるが、現在知られている出土例から材質の変遷や、その意味について述べるのは早計であろう。法量については奈良、平安で特に差異はないようである。

出土遺構 一般的な堅穴住居跡出土のものが圧倒的に多い。これは各分類を通じてのことである。C a類とE類の鉄製のものについては前述したように、金山、花前Iのような鉄製品製作工房との関係が推定される可能性もあるが、一方で融通寺(8)、清進場(21)、久保前原(30)においてはごく一般的な堅穴住居跡から出土しており、あくまで可能性に過ぎないことを確認しておきたい。堅穴住居跡以外からでは、多胡蛇黒(3)、一本松(32)が土坑、大沼(19)が堅穴状遺構(住居?)、南多摩窯跡群では窯体の中から出土している。南多摩窯跡の資料は、製品にも窯体がこびりついており、



第9図 法量分布図



第10図 Cb類の規格

詳しく述べる用意はないが、異様な出土状況と言えるだろう。

出土遺跡の性格 上野国分寺尼寺中間地域(5・6)、大八木屋敷(9)、熊野(11・12)、中堀(13~16)、宮町I(20)、武藏国府(25)のような官衙や寺院、公的機関との密接な関係が推定される遺跡(①)、多胡蛇黒(3)、熊野堂(7)、融通寺(8)、桂木B(10)、一本松(32)といった大規模集落(②)、金山、多摩ニュータウンNo.5、花前Iのような鉄製品製作遺跡(③)、花ノ木(24)のような鬱斗やクルリ鍵等と併出し、物資の管理に関わる遺跡(④)がある一方、八幡下(1)、愛宕通(17)、岩比田(18)、大沼(19)、清進場(21)、稻荷(22)、水判土堀の内(23)、久保前原(30)は一般的な集落である。別に述べるが、末端行政機関との関係が推定できる集落もあるものの、現段階ではそうと認定することは困難である。(註12)各類型ではA1類が①②と、前述のように鉄製のものが③と対応する可能性がある一方、どんな性格の遺跡からもC b類は出土しており、最も一般的であることが遺跡の性格からも裏付けられ、重量を計量する行為自体は特定層に限ったものではないことを示している。

また分布の項でも述べたが、權衡資料出土遺跡と古代交通路を重ね合わせ、交通の要衝に位置するとはすることは、交通路近傍でない集落からの出土の方がむしろ多いことから、性急に評価を下すのは控えるべきだろう。

上述の各項目をまとめると、①平安時代のものが主体であること、②C b類が主体であること、

③石製が主体で、少数の銅、鉄、須恵器の例があること、④重量は150g以下のものがほとんどであること、⑤定量の分銅とは考えられないこと、⑥製作に際して規格があること、⑦出土遺構は竪穴住居跡が多いこと、⑧出土遺跡には公的機関との関係が推定される遺跡、大規模集落がある一方、一般集落もあり、重量を計量する行為が特定層に限られないことが明らかになった。

4. 関東地方における權衡使用の実際

3の各項目の検討をもとに、全国の諸例も参考にしながら関東地方の權衡使用の実際について解釈を試みたい。

時期については、小数例ながら既に奈良時代には出土例が見られ、関東地方にはこの時期に衡制が導入されていたと考えられる。全国的にも奈良時代以後に出土例が確実に増え、全国的な動向と機を一にして導入されたと推定される。

一方平安時代、特に9世紀後半から10世紀前半に出土例が集中することをどのように考えれば良いであろうか。一つの見方として衡制の没透を現わすと考えができる。また、須恵器の生產体制の変質に具現されるような律令的度量衡管理の馳緩によるものと見ることも可能である。律令的管理の馳緩に伴う度量衡の変質については、量制における「私稱」の登場に具体的にみてとることができる。(註13) 衡制についても同様の事態が想定できるならば、9世紀後半から10世紀前半の出土例の集中は上述の両側面を現すと考えられる。両方の意味で、權衡は急速に使用され始めたのではないだろうか。

出土遺構の大半が竪穴住居跡であること、遺跡の性格も一般集落と考えられる遺跡が多いこともそのことを示唆するものである。だが、一方で官衙や寺院、公的機関との関係が考えられる遺跡が多いことも事実である。このことは、奈良時代では個体数が少なく明らかでないが、平安時代においては公的な使用と一般集落における使用という2つの実態を示すと言えるだろう。吉村靖徳氏が指摘する福岡県内の様相とほぼ同様である。吉村氏はこの様相を「里長的なレベル」にまで使用が及んだ結果として使用層を末端官僚と推定するが、古代の行政末端機構を遺構として抽出することは現状では困難であり(註14)、使用者層の推定には慎重にならざるを得ない。仮に里長や郷長に備わるものであるとするならば、資料数の少なさについて何らかの説明が必要である。ここでは、2つの使用の実態を指摘するのに留めたい。

次に各類型の使用の実態はどうであろうか。A1類については、出土数が少なく断定には至らないが、何らかの公的な施設との関係が予想される。一方、関東地方において他を圧するC b類については遺跡の性格によって使い分けられているように見えない。前述したところだが、地元の材料を用いた最も一般的なものと考えられる。鉄製のおもりについては、前述のように鉄製品製作工房と関係する可能性があり、大谷氏が指摘するように工房との関係が想定できるのかもしれない。

実際の使用については、重量分布からおもり単体による使用が考え難いこと、宮町、久保原前原例のように実際に棹秤として出土している例があることから、全国例ともども棹秤のおもりと考えられ、文字どおり「權衡」であると推定される。

規格については、A1類が全国的に形態に相向性が認められ、形態についての規格があったこと

が分かる。一方、重量については一律ではなく、おもリ單体で規格があったとは考え難く、横木とも合わせて初めて規格化されていたのだろう。Cb類については全国の様相が詳らかでなく、遠隔の地である福岡との直接の対比が有効とは思えないため、後考に委ねることにしたい。

また、実際に何を計量する際に使用していたのかという点については、文献などから希少金属や糸、薬等々が予想されるが、考古学的には証明できず、残念ながら不明と言わざるを得ない。(註15)

5. 結語

度量衡制は国家経済運営の要と言われるが、本稿において明らかになった上述の使用の実態からは、平安時代の資料が中心のこともあるのだろうが、厳しい統制の様相を窺うことはできず、むしろある程度一般的な道具としての權衡の姿が浮かび上ることとなった。もち論、奈良時代あるいはそれ以前の資料は全國から出土しており、関東地方の様相もその中で再度位置付けねばならないのは言うまでもない。

大沼遺跡の權衡資料を出発点に関東地方の諸例について述べてきた。まだまだ、充分な所見を提出できる段階ではなく、様相をまとめることに終始してしまった感が強い。また、筆者は計量の専門的知識がないことから、根本的な誤謬を犯している可能性もある。本稿を契機に多くの人々がこの資料について検討を加えてくれることを願ってやまない。また、関東地方だけで、これだけの資料数があることから、全国的には1000を下回らない資料数があると思われる。それらに検討を加えられるのがいつになるかは茫洋として知れないが、折りに触れ資料収集を進めていきたいと考えている。多くの方々から本稿に対する御意見が頂ければ幸いである。再考を期し、ひとまず筆を置くことにしたい。

本稿は財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団平成6年度研究助成の成果である。

謝辞 大沼遺跡の整理時から大谷徹氏には度量衡制について様々なご教示を賜った。本稿は氏の御教授なくしては成り立たなかったであろう。まず、大谷氏に謝意を表したい。また、栗原文藏、服部敬司、駒宮史朗、足立克己、井上尚明、鶴間正昭、宮本佐知子、中平薰、渡辺一、星間孝志、宮井英一、富田和大、赤熊浩一、対比地秀行、鳥羽政之、西井幸雄、瀧瀬芳之、平岩俊哉、田中広明、宮瀧交二、末木啓介、野中仁、木川浩司、石塚香、兵ゆり子の各氏からも報告書作成時から様々なご教示とご協力を頂いた。文末ではあるが、衷心から謝意を表したい。

(1997年1月13日稿了)

註

- (1) 所謂ハカリの古代の呼称については、「權衡」・「称」・「秤」・「權」・「斤」・「輕重」などと表記されることが、木本秀樹氏により明らかになっている。(木本1984 p.18~20)本稿はいずれかの呼称に拘泥するものではないが、職員令大藏省条の義解にみえる、権は懸垂する鉤で、衡は横木であり、両者を合わせたハカリによって輕重を知るという記載から、「權衡」という語がまさに神鉤を指す語であるため、本稿ではこの呼称を用いることとする。
- (2) 日本書紀上巻第30「非理何ん物為患行受報示奇事縁」、下巻第22「重斤收人物又写法花經以現善惡報縁」、下巻第26「強非理以微價取多信 境得惡死報縁」が該当する。

- (3) 熊野道跡出土例、白山道跡出土例については、駒宮史朗、鳥羽政之の岡氏のご厚意により、様々な御教示を頂いた。資料の公開についても快諾を得た。また、この資料については高田利夫氏より御教示頂いた。
- (4) 中堀道跡出土例については、田中広明、末木啓介の内氏に細かく御教示頂いた。
- (5) 稲荷道跡出土例については、中平萬氏のご厚意により実見させて頂き、御教示頂いた。
- (6) 南多摩窯跡群の資料については、服部敏司氏に御教示頂いた。
- (7) 久保前原道跡出土例については、調査を担当された対比地秀行氏に詳細に御教示頂いた。同道跡からは一辺12mの大型の平安時代前期の住居が検出されており、それを含めて100軒以上の集落になると推定されるということであった。極点的集落となる可能性が高いようである。
- (8) 宮本氏は才の岬道跡（鳥取県教育委員会1983）川土例を円筒形という形態から別の類（C類）に含めるが、結果的に円筒形になっているものの、丸味を持つ上半と突出する円筒形の下半はA1類を強く意識した結果と考えた方が妥当であり、A2類に含めるものとする。
- (9) 蔵頭四角鉄形の物は砥石との判別が難しいものが多数存在する。本稿では比較的各辺が直線的で形態が整ったものを「櫛衝」として取り上げたが、それらの中にも刀子と思われる工具の痕跡が認められるものもあり、それが加工時につけたものなのか、それとも砥石が転用されたことによるものなのか、あるいは砥石を取り違えているのかを明瞭に判断することはできない。例えば群馬県古井町矢川道跡14号住居跡出土例（藤山ほか1990）、同神保宮上塚道跡グリッド出土例（小野1993）、群馬県沼田市戸神櫛衝道跡8号住居跡出土例（新倉・三浦1990）、埼玉県美里町木部・原道跡7号住居跡出土例（中沢1996）、埼玉県阿座部町白山（桜東）道跡4号住居跡（鳥羽氏御教示、櫛衝資料と伴出する）、埼玉県滑川町大沼道跡2号住居跡出土例（福川1993）、東京都調布市上石原道跡（紀野・十時1987）等の出土資料は櫛衝である可能性がある。また仮に砥石の転用なのだとすれば、それだけ運用の柔軟さを示すものと言えるだろうが断定はできない。
- (10) 九州では太宰府を中心に石鍋を転用したものが多く出土している。（古村1996）現段階では九州のみに分布するよう、点数も多いことから、櫛衝使用の地域性と言えるかも知れない。
- (11) A類の形態の類似やC b類の規格の一一致は、櫛衝の製作に關して規範が存在することを示唆する。菱田哲郎氏は「度量衡のための鋼製の様とは別に、規格を合わせていくための木製の様」（菱田1996 P123 13・4）の存在を推定している。C b類の規格性の高さは、それが木であるかは別として、何らかの基準になるものがあった可能性を感じさせる。ただし、裏裏質の櫛衝の存在を土器を規定する様が生産地に配されていた証左とするのは、関東地方における多様な裏裏質の櫛衝資料の様相から、にわかには首肯し難い。
- (12) 古代行政の末端機関として挙げられるものとしては、所謂「郷家」「櫛衝」があるが、これが考古学的にどのような遺構を指すのかについては明らかになっていない。（奈良国立文化財研究所1996他）郷長や里長の支配を示す具体的な考古学的痕跡も現状では明らかにされているとは言い難い。安直な郷家・櫛衝等の使用は慎むべきだろう。
- (13) 代表的な私耕としては、園術領の私領化や荘園の増大を背景とする平安後期の庄折が良く知られている。（藤原1991）
- (14) 先に註4であげた櫛衝の可能性のある縫の内、大沼道跡出土例には「郷長」の刻書がある。一方、櫛衝とした大沼例(18)には「真成」の刻書がある。この両者の刻書については「所有者、あるいは管理者名を表している」（福川1993 P163 114）可能性や、「郷長」の櫛衝の管理を示すものではないかと推定した。その後類例の増加もないことから、やはりまだ可能性の域を出るものではない。本稿でもそれ以上の推測は控えたい。
- また熊野堂例(7)には「山」の刻書がある。大沼報告書中でも述べたが文字の書かれた櫛衝資料は大沼を除けば九州で認められるのみであり、それらも一定の内容を記したとは考え難いものである。熊野堂例も現状では解釈は困難であろう。
- (15) 考古学的に検討対象となる遺物として、鉄製品や布生産に関わる紡錘車を考えたが、例えば鉄製品は埼玉県内だけでも2000点以上（藤原1991・川中広明・末木啓介・新宅輝久氏の集成による）、紡錘車は群馬県下で1100点以上（中沢1996 a・b）出土しており、直接対比できない。更に櫛衝を統一と考えている。

参考・引用文献

- 荒井健治 1989 「武藏国府出土の分銅について」『東京の遺跡 No. 24』 P317 東京考古談話会
- 井川達雄・大西雅広 1991 「勘定寺遺跡」群馬県埋蔵文化財調査事業団発掘調査報告第118集 (財) 群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 女房和志雄ほか 1990 「熊野堂遺跡(2)」群馬県埋蔵文化財調査事業団調査報告第100集 (財) 群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 大江正行 1993 「上野国分寺跡・上野国分二寺中間地域」群馬県埋蔵文化財調査事業団調査報告第157集 群馬県教育委員会・(財) 群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 大谷徹 1991 「宮町遺跡」埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第96集 (財) 埼玉県埋蔵文化財調査事業団
- 小野和之 1993 「神保富士塚遺跡(本文編)」群馬県埋蔵文化財調査事業団調査報告第154集 (財) 群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 岡本新之・三浦京子 1993 「戸神駆除田遺跡」沼田市教育委員会・群馬県企業局
- 金井琢良・小瀬良樹ほか 1983 「岩比山」岩比山遺跡調査会
- 狩谷敏斎 1833 「本朝度量權衡致」(東洋文庫537・546として、1991・1992年に平凡社から刊行)
- 紀野自由・十時凌作 1987 「調布市上石原遺跡・上石原遺跡第5・6地点」調布市埋蔵文化財調査報告22 調布市教育委員会・調布市遺跡調査会
- 木元秀樹 1984 「權衡の運用:『続日本紀研究第231号』P18~36 続日本紀研究会
- 黒沢春彦 1991 「土浦市八幡下遺跡発掘調査報告書」土浦市教育委員会・土浦市遺跡調査会
- 小泉製装株 1982 「秤」ものと人間の文化史48 法政大学出版社
- 奥承裕 1937 「中國度量衡史」商務印書館
- 鈴江市教育委員会 1989 「鈴江の遺跡」
- 清藤一順・郷郷英司・田中豪 1984 「常磐自動車道埋蔵文化財調査報告書II-花前1・中山新田1・中山新田2」(財) 千葉県文化財センター
- 小林浩隆・石井俊則 1995 「大網山田台遺跡群II」山武都市文化財センター発掘調査報告書第28集 (財) 山武都市文化財センター
- 坂戸市教育委員会 1990 「坂戸遺跡発掘調査報告会資料」
- 山武郡南部地区文化財センター 1987 「大網山田台 No. 6 遺跡(-本松遺跡)」財團法人山武郡南部地区文化財センター年報 No. 2 P15~28
- 鳥取県教育委員会 1983 「因通9号線バイパス建設予定地内埋蔵文化財発掘調査報告書 N-1」
- 蘿原慶次 1991 「日本古代の桥」『平安京右京五条二坊九町・十六町』P76~107京都文化博物館調査研究報告第7集 京都文化博物館
- 高島英之 1995 「大八木經敷遺跡」群馬県埋蔵文化財調査事業団調査報告第198集 (財) 群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 池瀬芳之 1985 「愛宕通遺跡」埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第51集 (財) 埼玉県埋蔵文化財調査事業団
- 田中広明・末木将介 1995 「上里町中原遺跡」『柳文さいたま第20号』埼玉県立埋蔵文化財センター
- 谷口義介 1986 「滋賀県内遺跡出土の金屬器」『熊本短大論集第37卷2号』P75~89 熊本短期大学
- 中平嵩 1990 「櫛荷」日高町埋蔵文化財調査報告第15号 日高町教育委員会
- 中国國家計量局 1981 「中国古代度量衡图集」文物出版社(みすず書房より1985年邦訳刊行)
- 鎮江市博物館・陝西省博物館 1983 「隋代銀金器」文物出版社
- 津野仁・角田幸久 1994 「金山遺跡II」栃木県埋蔵文化財調査報告第148集 栃木県教育委員会・(財) 栃木県文化振興事業団
- 友廣哲也 1992 「上野国分僧寺・尼寺中間地域(6)」群馬県埋蔵文化財調査事業団発掘調査報告第126集 (財) 群馬県埋蔵文化財調査事業団

- 島羽政之・宮本直樹 1996 「岡部町熊野跡の調査」『第29回記跡発掘調査報告会発表要旨』埼玉考古学会・(財)埼玉県埋蔵文化財調査事業団・埼玉県立博物館・埼玉県立埋蔵文化財センター
- 中井 公 1992 「平城京跡から出土した「はかり」のおもりをめぐって」『考古学と生活文化』P337~349
- 中沢 信 1993 「多胡蛇川遺跡」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団調査報告第146集 (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 中沢 信 1996 a 「紡績車の基礎研究(1) - 群馬県内を中心として-」『研究紀要13』P81~126 (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 1996 b 「紡織車の基礎研究(2) - 群馬県内を中心として-」『専修考古学第6号』P67~95 専修大学考古学系
- 奈良国立文化財研究所 1996 「律令国家の地方末端支配機構をめぐって」
- 新倉明彦・二浦京子 1990 「『神麻防道跡(奈良・平安時代編)』群馬県埋蔵文化財調査事業団報告書第98集 (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 西井幸雄・新谷豊明 1994 「花ノ木・向原・柿ノ木坂・水久保・丸山台」埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第134集 (財)埼玉県埋蔵文化財調査事業団
- 服部敬司・遠藤政孝・服部久美ほか 1992 「南多摩京跡群」東京造形大学子津賀校地内埋蔵文化財発掘調査団
- 原川雄二・川口昌文・福田敏一 1987 「No.5 遺跡」「多摩ニュータウン遺跡群」1986年度(第2分冊) 東京都埋蔵文化財センター調査報告第8集 (財)東京都埋蔵文化財センター
- 片川泉・湯瀬慎彦ほか 1995 「武藏国府関連遺跡調査報告 本文編」日本製鋼所遺跡調査会
- 春山秀幸 1990 「矢田遺跡 平安時代住居跡編(1)」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団報告書第106集 (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 菱田哲郎 1996 「須恵器の系譜」講談社
- 福田 康 1983 「大沼遺跡」埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第133集 (財)埼玉県埋蔵文化財調査事業団
- 松井順正 1989 「正倉院宝物より見た奈良時代の度量衡」「正倉院よりもやま話」P81~86 学生社
- 松江市教育委員会 1970 「出雲国行跡発掘調査報告」
- 丸山治雄 1991 「桂木B遺跡」藤岡市教育委員会
- 吉瀬山紀子 1993 「水利土・堀の内・林光寺・根切」埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第132集 (財)埼玉県埋蔵文化財調査事業団
- 宮本佐知子 1989 「日本古代のおもり」『八雲立つ風土記の丘 No.99』P.2~6 島根県立八雲立つ風土記の丘
- 1994 「国内出土の權衡資料」『大阪市文化財論集』P261~289 大阪市文化財協会
- 吉村靖徳 1996 「權衡に関する一考察」福岡県内出土衡状製品の検討と課題』『研究論集20』P.1~25 九州歴史資料館

研究紀要 第13号

1997

平成9年3月25日 印刷

平成9年3月31日 発行

発行 財團法人 埼玉県埋蔵文化財調査事業団

〒369-01 大里郡大里村大字箕輪字船木884

☎0493-39-3955

印刷 朝日印刷工業株式会社